

政令第二百九十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の一」に、「第六十八条」を「第六十八条の三」に改める。

第一条第三項第一号中「保税蔵置場に」を削り、「第六十二条（保税工場）」を「第六十二条の四」に改め、「総合保税地域に」を削り、同項第一号中「これ、」を「超え、」に、「これる」を「超える」に改める。

第四条の十五第一項中「同条第一項中「」の下に「被相続人の氏名並びに」を加え、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名」を「被相続人であつて、法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名」に、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称及び住所

又は居所」を「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称及び住所」と、「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」に改める。

第八条の四第三号中「（総合保税地域）」を削り、「第六十二条（保税工場）」を「第六十一条の四」に、「（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務）」を「（許可を受けた者の関税の納付義務等）」に、「第六十二条及び」を「第六十一条の四及び」に改め、同条第四号中「（保税展示場で販売される見込みがある貨物についての担保の提供）」を「（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）」に改め、同条第六号中「（輸入の許可前における貨物の引取り）」を削り、「（関税の納付前における郵便物の受取り）」を「（郵便物の関税の納付等）」に改め、同条第八号中「（再輸出免税）」及び「（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）」を削る。

第四十一条から第四十四条までを次のように改める。

（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手続）

第四十一条 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載

した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第五十条第一項の承認を受けた年月日
 - 三 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）に規定する行為を行おうとする場所（次号及び次項において「届出蔵置場」という。）の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積
 - 四 届出蔵置場に置こうとする貨物の種類
 - 五 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出蔵置場が法第五十条第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略をやることができる。
- 一 届出蔵置場及びその付近の図面
 - 二 届出蔵置場としての利用の見込書

三 届出蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

四 その他財務省令で定める書類

（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）

第四十二条 法第五十条第三項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第五十条第一項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第五十二条第三号（承認の要件）の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第六十二条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けている者である」とその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければなら

ない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第五十条第一項の承認を受けた者（第四十四条及び第四十四条の二第一項において「承認取得者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（承認取得者の承認の更新の手続）

第四十三条 法第五十条第四項（保税蔵置場の許可の特例）の規定に基づき同条第一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

（承認の取消しの手続）

第四十四条 税関長は、法第五十四条第一項（承認の取消し等）の規定により法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を記載した書面により承認取得者

に通知しなければならない。

第三章第三節中第四十四条の次に次の一条を加える。

（技術的読み替え等）

第四十四条の二 法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認
第四十八条の二第一項	の当該許可	の当該承認
第四十八条の二第一項	保税蔵置場の許可	第五十条第一項の承認

五項	いずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	いずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする
第四十八条の一第四項	当該保税蔵置場	当該承認取得者に係る保税蔵置場
税関長	第五十条第一項の承認をした税関長	第五十条第一項の承認をした税関長
当該許可	同項の承認	同項の承認

2

第三十九条の一第一項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の一第一項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。」の場合において、第三十九条の一第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被

相続人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「法第五十条第一項の承認を受けた者に係る保税蔵置場」と読み替えるものとする。

第四十九条の二第一項中「（指定保税工場に係る報告書）」を「（指定保税工場の簡易手続）」に改め、同項第一号中「第六十二条（保税工場）」を「第六十二条の四」に改め、「保税蔵置場に」を削る。

第五十条第三項中「第六十二条」を「第六十二条の四」に改め、「保税蔵置場に」を削る。

第五十条の次に次の四条を加える。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十条の二 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の一までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第一号中「に置こうとする」とあるの

は「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、同条第一項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続）

第五十条の三 法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出は、次に掲げる事項

を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第六十一条の五第一項の承認を受けた年月日
 - 三 保税作業を行おうとする場所（次号及び次項において「届出工場」といふ。）の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積
 - 四 届出工場における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物の種類
 - 五 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出工場が法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める基準に適合する」とが前項の届出書から明らかである

ことその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略せることができる。

- 一 届出工場及びその付近の図面
 - 二 届出工場としての利用の見込書
 - 三 届出工場が営業用のものである場合においては使用規則及び使用料率表
 - 四 その他財務省令で定める書類
- (保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)
- 第五十条の四 法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法第六十一条の五第一項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けている保税工場の名称及び所在地
 - 三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けている者であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者（第五十一条第二項において「承認取得者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（承認取得者の承認の更新の手続）

第五十条の五 法第六十一条の五第四項（保税工場の許可の特例）の規定に基づき同条第一項の承認の更

新を受けようと/orする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

第五十一条を次のよう改める。

（技術的読み替え等）

第五十一条 法第六十一条の規定において法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一号ハ	第四十三条第一号	第六十一条の四において準用する
第五十三条第一号	第四十三条第一号	第五十六条第一項（保税工場の許可）

2 第四十四条の規定は法第六十一条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の「第一項の規定は法第六十一条において準用する法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の「第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の「第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の「第一項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十四条の「第一項の表第四十八条の「第一項の項中「第五十条第一項（保税工場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同表第四十八条の「第一項の項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の「第三項及び第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の「第一項の項中「第五十条第一項」」とあるのは「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは第四項の項中「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同条第一項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「法第五十条第一項の」とあるのは「

法第六十一条の五第一項の「と、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と読み替えるものとする。

第五十一条の十五中「（総合保税地域）」を削り、「第六十一条（保税工場）」を「第六十一条の四」に改め、「保税蔵置場に」を削り、「（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」を「（外国貨物を置くこと等の承認）」に改める。

第五十九条第一項中「第六十一條に」を「第六十一条の四に」に改める。

第五十九条の三第一項中「第六十七条の二第一項ただし書」を「第六十七条の二第一項第一号」に、「時期の特例」を「時期」に改め、同項第一号中「行なう」を「行つ」に改め、同項第三号中「こゝ」の下に「。第二項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第六十七条の二第一項第一号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならぬ。

第五十九条の十一第一項中「第五項の項中」の下に「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「を、「第七条の五各号」の下

に「（承認の要件）」を、「第六十七条の四各号」の下に「（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」を加え、同条第一項中「（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「」の下に「被相続人の氏名並びに」を加え、「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名」を「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名」に、「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所又は居所」を「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所」に改め、「同項第一号中」の下に「「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と「」を加える。

第六十一条第三項中「第五十一条に」を「第五十条の二に」に改める。

第六十七条の見出しを「（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）」に改め、同条中「（保税運送のための郵便物の受取り）」を「（郵便物の関税の納付等）」に、「書類」を「書面」に改める。

第六十八条（見出しを含む。）中「書類」を「書面」に改める。

第五章第七節中第六十八条の次に次の二条を加える。

（郵便事業株式会社による関税の納付に係る納付期日）

第六十八条の二 法第七十七条の三第一項（郵便事業株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日は、郵便事業株式会社が法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第一項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日）とする。

（帳簿の記載事項等）

第六十八条の三 郵便事業株式会社は、帳簿を備え付け、納付受託郵便物（法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税の納付の委託を受けた郵便物をいう。次項において同じ。）ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令

で定めるもの

二 關稅の額

三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

四 関税の額に相当する金銭を日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付した年月日

2 郵便事業株式会社は、前項の帳簿を整理し、その納付受託郵便物の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から七年間保存しなければならない。

第八十七条第一項第一号中「（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）」を「（船用品又は機用品の積込み等）」に改め、同項第一号中「保税蔵置場に」を削り、「第六十二条（保税工場）」を「第六十一条の四」に改め、「総合保税地域に」を削り、同項第三号中「（総合保税地域）」を削り、同項第五号中「（外国貨物の積みもどし）」を削り、同項第六号中「引取」を「引取り」に改める。

第九十二条第一項中「第六十九条の十六」を「第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九」に改め、同項第一号イ中「法第六十一条、」を「法第六十一条の四、」に、「第六十二条及び」を「第六十一条の四及び」に、「第六十二条、第六十二条、第

六十二条の七及び第六十二条の十五」を「、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十二条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五及び第六十七条の十」、「法第五十六条」を「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条」に、「及び第六十二条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）」を「、第六十二条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十二条の五第一項（保税工場の許可の特例）」に改め、同項第二号口及び同条第三項第一号中「第六十二条に」を「第六十二条の四に」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「同法第六十二条」を「同法第六十二条の四」に改める。

第四十二条第一項第三号中「番号」の下に「（同法第五十条第一項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場合にあつては、同法第五十条第一項の届出をした年月日）」を加える。

（税関関係手数料令の一部改正）

第三条 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第一項の規定により法第四十一条第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法第一百条第一号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるもの（以下この項において「軽減蔵置場」という。）に係るものに限る。）については、法第一百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減蔵置場となる日の属する月及び軽減蔵置場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の一分の一に相当する額を軽減することができる。
- 5 前項の規定により手数料の額が軽減される場合において、第九条第三項又は第十四条第三項の規定により納付され、又は前納された月分の手数料の額が前項の規定により軽減された後の額を超えることと

なるときは、当該超える部分の額は、当該納付され、又は前納された月分以後の手数料の額に順次充当する。

第三条に次の二項を加える。

3 税関長は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法百条第一号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十六条第一項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるもの（以下この項において「軽減工場」という。）に係るものに限る。）については、法第一百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減工場となる日の属する月及び軽減工場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の一分の一に相当する額を軽減することができる。

4 前条第五項の規定は、前項の規定により手数料の額が軽減される場合について準用する。

第十三条の四第六項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「計算される額」の下に「（

第一条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額

から同条第四項の規定により軽減される額を控除した額とし、第三条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第三項の規定により軽減される額を控除した額とする。」を加える。

第十三条の五第一項中「相当する額」の下に「（同条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額）」を加え、同条第三項中「相当する額」の下に「（同条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額）」を加える。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）」に改め、同条中「書類に」を「書面に」に改める。

第五条中「第七条第五項」を「第七条第八項」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「書類」を「書面」に改める。

第六条の二を第六条の二とし、第六条の次に次の二条を加える。

（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）

第六条の二 関税法施行令第六十八条の二（郵便事業株式会社による関税の納付に係る納付期日）の規定は、法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項（郵便事業株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、同令第六十八条の二中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

2 関税法施行令第六十八条の二（帳簿の記載事項等）の規定は、法第七条第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付の委託を受けた郵便事業株式会社の同条第六項において準用する関税法第七十七条の四（帳簿の備付け）の規定による帳簿の備付け及び保存について準用する。この場合において、同令第六十八条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消

費税の納付等)」と、「「」と」であるのは「」と、かつ、内国消費税の税目ごとに」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」であるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、法第七条第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合における同条第四項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第五条 国税通則法施行令（昭和二十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号中「第七条第五項」を「第七条第八項」に改める。

（通関業法施行令の一部改正）

第六条 通関業法施行令（昭和四十一年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「同法第六十一條」を「同法第六十一條の四」に改める。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「保税蔵置場」の下に「（関税法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）」を加える。

別表第二二号中「第六十二条」を「第六十二条の四」に改め、同表第三二号中「第六十七条の二第一項ただし書」を「第六十七条の二第一項第一号」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

第四十九条第五項第五号中「第七条第四項」を「第七条第七項」に、「書類」を「書面」に改め、同項

第六号中「第七条第五項」を「第七条第八項」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第九条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第五一一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「同法第六十一條」を「同法第六十一條の四」に、「除く」を「除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む」に改める。

第十九条第一号中「保税蔵置場等の許可」の下に「（関税法第五十条第一項又は第六十一條の五第一項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。）」を加え、同条第三号中「保税蔵置場等の許可を受けなかつたとき」の下に「（一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあつては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしなかつたとき。）」を加える。

第二十条第一号中「同法第六十一條」を「同法第六十一條の四」に改める。

第二十四条第一項第一号中「施設等」の下に「（沖縄地区税關長が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出を受理した施設等を含む。）」を加える。

附 則

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。